

令和3年9月定例会議案

久喜市教育委員会

議案目録

議案第45号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	1
議案第46号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について	3
議案第47号 令和4年度当初教職員人事異動方針について	6
議案第48号 久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱について	11

議案第45号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員について、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和3年9月27日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第45号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙
資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

1 スクール・サポート・スタッフ

議案第46号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱又は任命について

久喜市教育委員会所管の委員等について、別紙のとおり委嘱又は任命することについて議決を求める。

令和3年9月27日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

**議案第46号 「久喜市教育委員会所管の委嘱又は任命について」の
別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。**

【職種】

- 1 久喜市教育振興基本計画策定委員会委員**
- 2 久喜市スポーツ推進審議会委員**

議案第47号

令和4年度当初教職員人事異動方針について

令和4年度当初教職員人事異動方針について、別紙のとおり決定することについて議決を求める。

令和3年9月27日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

令和4年度当初教職員人事異動方針について

久喜市教育委員会は、令和4年度当初人事異動を推進するにあたり、令和3年8月24日に埼玉県教育委員会が通知した「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき、久喜市教育委員会の「令和4年度当初教職員人事異動方針」を定め、その実現を期すものである。あわせて、埼玉県教育委員会が通知した「令和4年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項」についても同様とする。

令和3年9月 日

久喜市教育委員会

令和4年度当初教職員人事異動方針

1 基本方針

「第2期久喜市教育振興基本計画」を踏まえ、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 市内小・中学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 市内小・中学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努める。
- (4) 市内小・中学校の教育水準の向上を図るため、県教育委員会の指導のもと、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障がいのある教職員については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。

- (2)人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3)教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4)学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5)校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

令和4年度当初久喜市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

令和4年度当初久喜市立小・中学校教職員人事異動は、「令和4年度当初教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 転任・転補について

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
（2）教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、他市町村との異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
（3）次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）及び事務職員については、原則的として異動を行わない。
ア 同一校在職3年未満の者
イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
ウ 休職中の者
（4）経験豊かな教員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。
特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。
（5）事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。
特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
（6）児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域との交流に努める。
（7）近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
（8）新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
（9）新採用の教員及び事務職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るために、採用後5年以内に異動を行う。その際、原則として他市町村との異動を行う。
（10）学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員及び事務職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
（11）過員を調整するための異動については、優先して行う。特に他市町村、他校種の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
（12）管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
（13）教職員組織の均衡化を引き続き図るため、校種及び学校規模等を配慮し、他市

町村との異動を行う。

- (14) 魅力ある学校づくりを推進するために、他市町村との異動に努める。
- (15) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (16) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるように配慮する。
- (17) 障がいのある教職員の異動については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (18) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (19) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

2 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

市教育委員会は、県教育委員会の指導のもと、管内並びに関係市町教育委員会の人事の実態や課題を把握しつつ、市内小・中学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案するとともに、適正な実施に努める。

(2) 退職

ア 退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところにより、定年は60歳とし、定年退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

イ 令和4年3月31日現在、満45歳以上定年年齢未満で、勤続20年以上の者が退職する場合は、職員の退職手当に関する条例の勧奨条項を適用する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和3年12月8日とする。

議案第48号

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱について

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱を、別紙のとおり制定したい
ので議決を求める。

令和3年9月27日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市宿泊学習取消料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市立小・中学校（以下「学校」という。）が実施を予定していた宿泊学習を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために中止又は延期したことにより生じた取消料について、予算の範囲内において、宿泊学習取消料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「宿泊学習」とは、学校が行事として予定していた修学旅行、校外学習その他の宿泊を伴う学習で、交通費、宿泊料その他学習に必要な経費を、学校長が児童生徒の保護者から預り実施するものをいう。

2 この告示において「取消料」とは、新型コロナウイルス感染症の影響による宿泊学習の中止又は延期により、宿泊施設、交通機関等を解約した場合に発生する違約金及び手数料をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、宿泊学習の中止又は延期により、当該宿泊学習の契約の責任者として旅行業者、旅行業者代理業者、宿泊施設、交通機関等から取消料の請求を受ける学校の学校長とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、取消料の全額とする。

(交付申請書の様式)

第5条 規則第6条第1項の申請書の様式は、宿泊学習取消料補助金交付申請書（様式第1号）のとおりとする。

(交付決定の通知)

第6条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、宿泊学習取消料補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、宿泊学習取消料補助金実績報告書（様式第3号）のとおりとする。

2 前項の報告書は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出するものとする。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金額確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の規定による通知書の様式は、宿泊学習取消料補助金額確定通知書（様式第4号）のとおりとする。

(その他)

第9条 この告示に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

宿泊学習取消料補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立 学校
校長

宿泊学習取消料補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 宿泊学習の名称

3 添付書類

- (1) 事業計画書（宿泊学習の内容、予定していた人数、取消料がわかる書類）
- (2) 契約書

様式第2号(第6条関係)

宿泊学習取消料補助金交付決定通知書

久 第 号

年 月 日

久喜市立 学校
校長 様

久喜市長

印

年 月 日付で交付申請のあった宿泊学習取消料補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第9条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 金 円

3 支払方法

4 条件

(1) 補助事業に要する予算又は補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

様式第3号(第7条関係)

宿泊学習取消料補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 様

久喜市立 学校
校長

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受け
た宿泊学習取消料補助金の実績について、久喜市補助金等の交付に関する規則第
13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 宿泊学習の名称

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

(1) 領収書等の写し

(2) 事業の概要書

様式第4号(第8条関係)

宿泊学習取消料補助金交付確定通知書

久 第 号

年 月 日

久喜市立 学校
校長 様

久喜市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった宿泊学習取消料補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第14条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円